

写

25文総第455号
平成25年7月17日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠明様



文京区長 成澤廣修



平成25年度諮問第1号

文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）第15条の3第1項第2号の規定により、下記のとおり諮問する。

記

1 諒問事項

戸籍副本データ管理システムによる個人情報の提供（外部結合）について

2 諒問の趣旨

戸籍法（昭和22年法律第224号）第8条において、戸籍は、正本と副本を設け、正本は市役所等に備え、副本は管轄法務局等が保存するよう定められている。戸籍の正本の全部又は一部が滅失したときは、管轄法務局等が保存する副本を基に、その再製又は補完を行うこととなる。

しかし、市役所等と管轄法務局等とは近接しているため、大規模災害が発生した場合は正本と副本が同時に滅失するおそれがあること、副本データの提出は1年ごとにされており、正本が滅失した場合に迅速な戸籍の再製が困難となること等から、平成25年3月に戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の一部が改正され、取扱いが変更されることとなった。

現行では、1年ごとに磁気ディスクにより管轄法務局等へ副本データを提出していたところ、変更後においては、管轄法務局等とネットワークで繋がった法務省による戸籍副本データ管理センターのシステムと、市町村の戸籍情報システムをLG WANにより接続し、更新があった副本データを毎日送信することとなった。

本件は、文京区個人情報の保護に関する条例第15条の3第1項に規定する外部結合による個人情報の提供に該当するので、同項第2号の規定により、貴審議会のご意見をお伺いしたい。